視覚障害者に朗報
点字とカナが同時に

県内で初

「点字カナ文字同時印字タイプライター」を購入

点字知識のない人でも簡単に

市では、このほど県内では初めて点字とカナ文字が同時にプリントできる、「点字カナ文字同時印字タイプライター」（＝写真＝）を購入し、市からの通知文書などに役立てることにしています。

このタイプライターは、点字を知らない人でもたやすく点字を打つ事ができます。一般のタイプライターと同じようにタイプを打つと、カナ文字と点字が同時にプリントされる画期的なものです。

新技術開発事業団が、日本電通に委託して、昨年の十月、世界で初めて開発したものです。機種はオーツキタイプライターBT4000型。一台百六十五万円です。

目の不自由な人は、一般に点字での読み書きや、人から聞いたりして、健常者とのコミュニケーションを図っています。しかし健常者が点字を修得するにはかなり時間がかかり難しく、市内で点字を打てる人は、市が主催する点訳講習会の修了生や点訳ボランティアなど、わずか百人ほどしかいません。

このタイプライターの設置により、市から視覚障害者への連絡、通信など、コミュニケーションの円滑化が期待されます。

先月、市営陸上競技場で行われた「県身体障害者体育大会」のプログラムを、早速このタイプライターで点訳し、目の不自由な方から好評を得ました。

国保料などの通知書に「点字シール」

また市では、今年度から市から郵送される「国民健康保険料決定通知書」「市県民税納税通知書」「固定資産税納税通知書」の封筒に〝点字シール〟を張り、内容がすぐ分かるようにしました。

なお市内には、一、二級の視覚障害者が約二百人います。

耳の不自由な人にも「ミニファクス」を設置

耳の不自由な人には、昨年度市障害福祉課、ろうあ協会、手話サークル代表者など六カ所に設置して好評だった「ミニファクス」（電話回線を利用した文書の交信）を、先月、ろうあ者夫婦の世帯を中心に二十台設置しました。工事費（五千円）は全額助成し、毎月の基本料金（三千七百円）の半額を助成します。

なのんみ広場

奉仕作業で連帯感

古俣　キソ（62歳、五十嵐一）

老木の松林にかこまれた鎮守の森は時ならぬざわめきで賑わっている。「早かったのー」「おやおはよう」と、誰に遠慮も気兼ねもなく使いなれた浜言葉であいさつが交され、老人クラブの奉仕作業、草取りの日である。月に一回各班長が連絡に回る。「ハーイ」と待っていたような心よい返事と共にこのように朝から賑わう。

「今朝は少し早目に来たから私たちが一番乗りかな」と、隣のおばあちゃんを誘い、行ってみるとはや何人かの人が仕事をしている。「おや早かったね」「そうよ私の家はお天道様が早く上がるんだがね」。こんな具合で和気あいあいの内に作業は進む。物資の不足ころは、松の葉が落ちればすぐかき寄せ、また子供たちの格好の遊び場であったので雑草も目だたなかった。しかし、時代と共に燃料がガスに変わり子供たちも勉強だ、塾だと鎮守の森に出入りしなくなったため雑草が生い茂り、年に二回のお祭りの前日の大掃除だけでは…、という訳でこの奉仕作業になった。多かれ少なかれ農作業にたずさわった事のある老人の多いこの土地。昔とった何とかで頑張って大勢参加する。仕事をしながら話もまた賑やかで、若いころの盆踊りの事やら昔のお祭り行事の様子など、二時間余りでお社の周りはすっかりきれいになる。集会所に落ち着き雑談に花を咲かせ、会長さんから次の連絡事項など聞きながら飲むお茶のおいしさ。テレビなどの普及で家庭内でさえ対話の少なくなった現在、ひとつの奉仕作業で連帯感を持ち交流を深めてゆけるうれしさ。何時でも仲間になろうと思っている。

「下山地区」が中地区事務所の所管に

八月一日から北地区事務所の所管区域の一部が、中地区事務所の所管区域に変更になります。変更地区は、下山一丁目から三丁目、根室新町、松浜町一部の「下山地区」です。（別図参照）

これに伴い、新たに中地区事務所の所管区域になった方の戸籍簿などの諸台帳が、北地区事務所から中地区事務所に移ります。各種手続きは、従来どおり取り扱います。

①出生・死亡・婚姻などの戸籍届、印鑑登録は、市役所本庁市民課と各地区事務所で取り扱います。

②住民異動届は、各連絡所でも取り次ぎます。

③戸籍・住民票・印鑑などの諸証明の交付、および国民年金、清掃、国民健康保険などの料金納付は、本庁、地区事務所、連絡所のいずれの窓口でも取り扱います。

詳しくは、中地区事務所（☎74―〇三二一）へ

略図

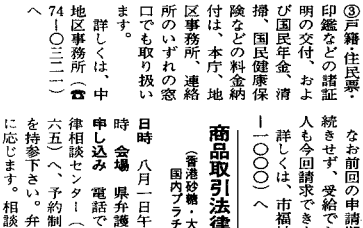

「第9回日ソ沿岸市長会議」終わる

―若杉市長が帰国―

ハバロフスク市で開かれた「第九回日ソ沿岸市長会議」に出席した若杉市長が、十九日、帰国しました。

この会議は、日本海沿岸の日ソ両地域の友好親善と経済協力の促進のため、二年に一度交代で相手国の代表を招き、開いているものです。

日本側からは、若杉新潟市長を団長に、石井豊栄市長、今井柏崎市長、江川金沢市長など十一人が出席。ソ連側からは、ハバロフスク市、イルクーツク市など十一市が参加。

会議は七月九、十日開かれ、①平和のための日ソ善隣協力関係における都市の役割②給水と水資源保護の諸問題―などが話し合われました。

日本側一行は、このあとレニングラード、モスクワを訪問して十六日帰国しました。

若杉市長だけは、新潟市と姉妹都市のハバロフスクに戻り、今後の交流について話し合っていたものです。

戦没者の妻父母の特別給付金が改正

戦没者等の妻および戦没者の父母等に対する特別給付金支給法が改正されました。

▼第四回特別給付金国庫債券いち号六十万円の償還が今年四月に終わり、公務扶助料、遺族年金などを受給している戦没者の父母等に対し、新たに六十万円の国庫債券（五年償還）が支給されます。

▼第七回特別給付金国庫債券いち号六十万円の償還が今年四月に終わり、公務扶助料、遺族年金などを受給している戦没者等の妻に対し、新たに百二十万円の国庫債券（十年償還）が支給されます。

なお前回の申請期間中に手続きせず、受給できなかった人も今回請求できます。

詳しくは、市福祉課（☎28―一〇〇〇）へ

商品取引法律相談

（香港砂糖・大豆、国内プラチナなど）

日時　八月一日午後一時～四時

会場　県弁護士会会館

申し込み　電話で弁護士会法律相談センター（☎22―三七六五）へ、予約制、関係書類を持参下さい。弁護士が相談に応じます。相談料五千円

1歳半児検診

受付時間　午後1時～2時（中地区、西地区、坂井輪地区、入舟地区は午後1時半～2時）

対象　昭和57年1月生まれ

持参品　母子手帳

手話奉仕員の必要な方は前日までにご連絡下さい。

〈東保健所会場〉

月日	対象校区
8・11	万代、南万代、長嶺、沼垂、鏡屋、劇野、笹口
8・25	竹尾、木戸、牡丹山、大形、曽野木、東曽野木

〈石山地区保健センター会場〉

月日	対象校区
8・4	中野山、東中野山、山潟、南中野山、桜が丘、江南、丸山、大潟

〈鳥屋野地区保健センター会場〉

月日	対象校区
8・10	上所、女池、鳥屋野

〈中地区保健センター会場〉

月日	対象校区
8・18	山の下、桃山、東山の下、下山

〈西保健所会場〉

月日	対象校区
8・11	小針、浜浦、白山、鏡淵、大畑
8・25	青山、有明台、関屋、鐙、新潟、東青山

〈西地区保健センター会場〉

月日	対象校区
8・30	内野、木山、笠木、小瀬、赤塚、西内野

〈坂井輪地区保健センター会場〉

月日	対象校区
8・4	坂井東、新通
8・22	五十嵐、寺尾、坂井輪

〈入舟地区保健センター会場〉

月日	対象校区
8・23	入舟、栄、豊照、寒

股関節検診

受付時間　午後1時～2時

対象　昭和58年4月生まれ

持参品　母子手帳、おむつ、ミルク、料金920円

手話奉仕員の必要な方は前日までにご連絡下さい。

〈東保健所会場〉

月日	対象校区
8・12	山の下、桃山、東山の下、万代、南万代、長嶺、沼垂、竹尾、木戸、牡丹山、曽野木、東曽野木、松浜、鳥川、南浜、丸山、大潟
8・26	笹口、上所、女池、鳥屋野、中野山、東中野山、南中野山、山潟、江南、桜が丘、鏡屋、劇野、大形

〈西保健所会場〉

月日	対象校区
8・2	五十嵐、寺尾、坂井輪、坂井東、新通、有明台、笠木、小瀬、内野、西内野
8・23	小針、青山、東青山、浜浦、関屋、新潟、鐙、大畑、白山、鏡淵、潟、栄、入舟、豊照、木山、赤塚

ママへの準備教室

日時　8月5、19日午後1時半～3時半（いずれか都合のよい日を選択）

会場　東保健所

対象　昭和58年12月、昭和59年1月分べん予定の初産婦各20人

内容　オムツの作り方、おふろの入れ方

持参品　母子手帳、エプロン、タオル

申し込み　電話で東保健所へ

妊婦相談　母子手帳の交付と保健指導

受付時間　午後1時～2時

月日	会場	持参品
8月8・22・29日	東保健所	①妊娠届出書 ②印鑑
8月16日	北地区保健センター	
8月24日	石山地区保健センター	
8月1日	鳥屋野地区保健センター	
8月15日	（中地区事務所内）中地区保健センター	
8月3.17.24.31日	西保健所	
8月19日	西地区保健センター	
8月10日	坂井輪地区保健センター	

成人病食事相談

日時　8月3日午後1時～3時

会場　石山地区保健センター

申し込み　電話で会場へ

血圧の高い人の生活と食事講習会

持参品　みそ汁の汁のみ100cc（希望者のみ）

月日	会場	時間	内容
7・26	上大淵自治会館	午後1時半～3時半	"血圧とは"
7・28	坂井輪地区公民館	午後1時半～4時	試食と相談

保健所・保健センター電話案内

東保健所	☎43―5311
石山地区保健センター	☎86―4450
鳥屋野地区保健センター	☎85―2373
北地区保健センター	☎59―7332
西保健所	☎66―5171
西地区保健センター（西地区事務所2階）	☎62―3405
坂井輪地区保健センター	☎60―3255

保健婦による健康相談

地区	月日	会場	時間
赤塚	7・26	木山農業協同組合	午後1時～3時
松浜、濁川、南浜	7・27	（医師による相談）北地区保健センター	午後1時半～3時
中野小屋	7・28	（栄養士の相談もあり）笠木公民館	午後1時～3時

※老人保健法「健康手帳」お持ちの方は持参下さい。

いきいき健康うす味料理講習会

日時　7月29日午前10時～午後零時半

会場　坂井輪地区公民館

内容　がんと食生活、調理実習、試食ほか

問い合わせ　西保健所へ